

宮医発第 1031 号  
令和 4 年 9 月 2 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会  
会 長 佐 藤 和 宏  
(公 印 省 略)

「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」の一部改正等について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記の件について、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方につきまして、ご高配賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

担当：総務部総務課  
TEL 022-227-1591  
FAX 022-266-1480  
E-mail: mma@miyagi.med.or.jp

日医発第 998 号（健Ⅱ）  
令和 4 年 8 月 26 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菴 敏

「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本改正は、令和 4 年 8 月 24 日に公表された「直ちに実施する発熱外来や保健所における更なる負担軽減策」を踏まえ、自治体に対し、「早急に当該健康フォローアップセンター等を導入し、特段の事情が無い限り、発生届出項目の簡略化を検討すること」や「HER-SYS を用いた入力事務を外部委託する際、特に、医療機関において発生届をシステムに直接入力する際については、支援が必要な医療機関に対する入力スタッフの確保等について、感染症予防事業費等負担金（感染症発生動向調査事業）の活用が可能であること」等について周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、発生届の対象の限定に係る感染症法省令改正及び手続き等については、[令和 4 年 8 月 26 日付日医発第 997 号（健Ⅱ）（地域）](#)をもってご連絡いたします。

（参考（改正前事務連絡））

[令和 4 年 8 月 19 日付日医発第 955 号（健Ⅱ）](#) 参照

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 24 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための  
医療機関・保健所の負担軽減等について

今般の感染状況に鑑み、更なる負担軽減策等をお示ししております。なお、本年 8 月 24 日に厚生労働省から公表している発生届の対象の限定に係る手続き等については、関係省令等が公布され次第、速やかにお示しする予定です。

つきましては、内容を御了知いただくようよろしくお願いいたします。

事務連絡  
令和4年7月22日  
令和4年8月24日最終改正

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

## 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための  
医療機関・保健所の負担軽減等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生届出については、感染者が増加した場合でも発生動向を適切・迅速に把握するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和4年6月30日付け健感発 0630 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において改正を行い、届出様式を簡素化したところです。

また、オミクロン株が流行する中での保健所等による健康観察等の体制整備については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年6月30日一部改正）。以下「2月9日付け事務連絡」という。）においてお示ししています。

本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大しています。オミクロン株の BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されることから、BA.5 系統への置き換わりが進むことにより、夏休みによる接触機会の増加と相まって、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されます。また、これに伴い、在宅で療養する軽症や無症状の患者の更なる増加が見込まれます（WHO のレポートでは、BA.4 系統及び BA.5 系統に関して既存のオミクロン株と比較した重症度の上昇は見られないとされています）。

今般、本年7月15日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」においてお示ししている、医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点をおいた対策を確実に実施していくため、これまでも実施している医療機関や保健所等の負担軽減を更に

推し進める観点から、下記の対応とすることとしました。

また、本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「病  
症、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」においてお示ししている、発熱  
外来を経ない在宅療養の仕組みの先行事例の横展開について、下記のとおりお示しま  
す（各自治体の取組事例は別添の参考資料に掲載している）。本年8月4日に同本部  
において決定した「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽  
減への対応」に基づき、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者以外の  
者に係る発生届出の届出項目について、一定の要件のもと、自治体の判断により、更  
なる削減を可能とすることとしています（8月4日の一部改正で更に削減した項目は、  
診断日、採取日、有症状の場合は発症日、ワクチン接種回数、番地など詳細な住所、  
氏名のうちふりがな）。さらに、今般の感染状況に鑑み、更なる負担軽減策等をお示  
ししますので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。  
なお、本年8月24日に厚生労働省から公表している発生届の対象の限定に係る手続  
き等については、関係省令等が公布され次第、速やかにお示しする予定です。

（主な改正箇所は太字下線部分）

## 記

### 1. 発生届出の簡略化について

自治体において、陽性者が体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセン  
ター等を設置していることを確認した場合には、以下の①及び②の対応を可能とす  
ること。

- ① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者（※1）に係る発生届  
出については、従前のとおり行うこと。

※1 2月9日付け事務連絡で示している重点対象者（40歳以上65歳未満の  
者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つ者又は妊娠してい  
る方）を基本として、自治体で決定すること。

- ② ①以外の者（入院が必要な者を除く。）に係る発生届出については、陽性者の  
急増による医療機関及び保健所における業務の状況に鑑み、当面の間、患者・  
疑似症患者等の診断した者の類型に加えて、まずは以下の項目について記載し、  
届出を行うことが可能であること。（※2）。

- ・陽性者の氏名（ふりがなを除く）
- ・性別
- ・生年月日
- ・当該者所在地（市区町村名まで）

- ・電話番号（当該者又は保護者電話番号のいずれか1つで足りるものとする）

※2 「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）1.（2）の取扱いにかかわらず、本事務連絡のとおり取り扱うこと。

※3 「診断年月日」及び「検体採取日」の項目については、HER-SYSにおいて入力しなければ、登録ができない設定となっているため、システム改修を行うこととしているが、改修には1か月程度の期間を要するため、それまでの間の暫定的な取扱いとして、両項目には「報告日」を入力いただきたい。なおこの取扱いは、上記①及び②の者の入力に適用する。

また、各自治体においては独自の項目の入力を求めている場合もあるが、今般の感染状況により、医療機関等における届出に係る事務の負担が増加している事に鑑み、早急に当該健康フォローアップセンター等を導入し、特段の事情が無い限り、届出項目の簡略化を検討すること。

また、HER-SYSを用いた入力事務を外部委託する際、特に、医療機関において発生届をシステムに直接入力する際については、支援が必要な医療機関に対する入力スタッフの確保等について、感染症予防事業費等負担金（感染症発生動向調査事業）の活用が可能であるため、万全を期すこと（令和2年9月25日付け健健発0925第1号、健感発0925第1号、総財調第25号通知「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に係る今後の取組』について」参照）。

## 2. 健康観察の簡略化・迅速化について

健康観察については、2月9日付け事務連絡において重症化リスクの高い者に重点的に実施することをお示ししているが、これらの者に確実に健康観察を行う観点から、以下の①、②及び③の対応を可能とすること。

① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に対しては、My HER-SYS等のシステムでの連絡を含めて、迅速に初回の連絡を行うとともに、My HER-SYS等のシステムの利用を含め、適切に健康観察を行うこと。

なお、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者であってもMy HER-SYS等が利用できる者については、これらの手段を利用させていただくことにより確実に健康観察を行うこととして差し支えないこと。

② ①以外の者に対しては、体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセン

ター等を設置し、当該健康フォローアップセンター等の連絡先を診療検査医療機関等で伝える等陽性に確実に伝達する仕組みが整っている場合は、当該健康フォローアップセンター等の連絡先の伝達をもって健康観察の初回の連絡とすることとし、療養期間内においては陽性が体調悪化時に当該健康フォローアップセンター等へ連絡することとして差し支えないこと。

また、初回の連絡以降は、本人からの体調悪化等の連絡があった場合には、自治体等が My HER-SYS 等の利用も含め健康観察を行っている場合に、同様の取組を行う事も可能であること。

- ③ 現在の感染状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているとおり、①以外の者であって、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であるため、外来のひっ迫を回避できるよう、積極的に導入・活用すること。その際、同センター等の医師が感染症法第12条第1項に基づく届出を行うこととなる点に留意すること。また、本人から健康フォローアップセンター等への連絡以降は、本人からの体調悪化等の相談に応じ健康観察を行うこととすること。その際、My HER-SYS 等のシステムを活用すること。

### 3. 濃厚接触者の特定・行動制限について

濃厚接触者の特定及び行動制限の考え方については、「B1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているところであるが、オミクロン株は感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てに一律に対応を行うことは、保健所機能や社会経済活動への影響が非常に大きい。このため、濃厚接触者の特定・行動制限はハイリスク施設に集中化することとし、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないことを改めて徹底すること。またその際、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは可能である。なお、地域の感染状況等を勘案して、クラスターが確認された場合等自治体が濃厚接触者の特定・行動制限について感染拡大の防止のために必要と判断する場合に、ハイリスク施設以外についても特定・行動制限を行うことは可能である。

また、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こ

も園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおいては、関係部局が連携し、方針を決定することとされており、濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととしている自治体もある。保健所等の業務ひっ迫の状況や社会経済活動への影響も踏まえ、関係部局間で連携し、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性について、改めて、検討を行うこと。

なお、濃厚接触者となった医療従事者等は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事が可能であり、特に感染拡大期においては、活用を検討すること（「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）等を参照）。

#### 4. 療養・待機期間終了時の取扱いについて

療養期間又は濃厚接触者の待機期間終了時の取扱いについては、以下の対応を改めて、徹底すること。

- (1) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、保健所から改めて連絡を行う必要はないこと。
- (2) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はないこと。
- (3) 就業を行わないことについて、陽性者からの協力が得られる場合、感染症法第18条に基づく就業制限を行う必要はないこと。
- (4) 各種通知書類の業務の効率化を行うため、SMS等電子的な交付でも可能（保健所からの通知メールの写し等既存の文書でも可）とする。My HER-SYSのショートメールでは、保健所独自のメッセージの記入が可能であるため、活用すること。

#### 5. 療養証明書の発行について

宿泊療養又は自宅療養を証明する書類の発行については、「宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について」（令和2年5月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年4月27日一部改正））において、原則My HER-SYSの活用を含め、地域の実情に応じた対応をお願いしているところであるが、今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における宿泊・自宅療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない。

また、今後の当該業務の実施に当たっては、保健所業務のひっ迫を防ぐ観点から都道府県での一元化や外部委託の活用など、効率的な体制構築を検討されたい。加



えて、陽性者に対しては、紙での療養証明書の発行は保健所業務への負担が大きいことから、原則として、My HER-SYS の利用について協力を求めること。併せて、療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めることがないよう、政府から事業者団体等に対して要請を行っていることを周知しておくこと。

※ 1. の発生届出の簡略化に伴い、My HER-SYS による療養証明書の記載事項は、「診断年月日」と表示する仕様となっていることから、今後、システム改修を行う予定であること（スケジュールなど詳細は追って連絡する）。

## 6. 自ら検査した結果の登録により療養を開始する仕組みの導入等について

現在の感染状況を踏まえ、外来のひっ迫を回避する観点から、2. ③でお示しした自らが検査した結果を都道府県等が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に登録し、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋げる仕組みを導入することも有効であり、そのためには外来を経ない医師を配置する健康フォローアップセンター等の設置が極めて重要であり、すべての都道府県において、導入すること。

既にこうした仕組みを導入している自治体においては、様々な取組が行われており、次のような実施事例を参考に、地域の実情に応じて、これらのうち都道府県等で必要な取組を組み合わせて導入する等、対応を検討いただきたいこと。

その際、全国的に利用可能な My HER-SYS から、自分で療養証明が取得できることを周知・徹底いただくこと。

※ 「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和4年7月21日付け事務連絡）等で要請しているように、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクの低い有症状者等に対して、発熱外来での配布やキット配布センターからの郵送、薬局や公共施設での配布等を行う体制についても、引き続き迅速な整備に向けた対応を要請する。

（実施事例）※各自治体の取組事例は別添の参考資料に掲載

①自ら検査した結果を既存の自治体の WEB 申請フォーム等オンラインを通じて提出・陽性者を把握

※ 自ら実施する抗原定性検査キットによる検査以外に無料検査センター等での検査結果を登録し、電話又はオンラインで診察する方法をとる事例もある。

②申請された基礎情報（氏名・生年月日等）や自ら検査した結果を医師以外の者が電話や画像等で確認

③あらかじめ聴き取った基礎情報等の情報をもとに、医師の管理下で発生届を作成

④健康フォローアップセンター等の医師は、自治体の医師（保健所長や健康フォローアップセンター等に配置されている医師）に加えて、地域の医師会と連携して、当番制で実施

※ 自治体の健康フォローアップセンター等の医師が薬の処方を行っている事例もある。

⑤検査結果を登録後、My HER-SYS を利用しない方も含めて、登録情報から自動的に作成される療養開始の証明をオンラインで交付

○ 上記のような取組を行うに当たっては、改めて以下の点もご了知の上、実施いただきたいこと。

- ・ 発生届については医師の管理下で行うものであるが、HER-SYS への入力そのものは医師以外の者が行っても差し支えないこと。
- ・ 発生届に記入する基礎情報、発症年月日、検体採取日、ワクチン接種歴等を医師以外の者が聴き取り、入力して差し支えないこと。
- ・ 自己検査結果の登録により発生届が出された場合においても、My HER-SYS が使用出来る場合は、My HER-SYS 上の療養証明が可能であること。

※ 療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めることがないよう、職場等には国から要請を行っていることを周知しておくこと。

- ・ My HER-SYS の療養証明書には診断年月日の記載があるが、療養期間の記載がなくても、有症状の場合には、発症日の翌日から起算して10日間、無症状の場合には、検体採取日の翌日から起算して7日間となる旨を周知し、紙の療養証明書においても同様の内容になる旨を周知しておくこと。

※ なお、療養証明書の記載事項は同じであり、発症日や療養終了日が記載されないことを周知すること。

## 7. 入院勧告等に係る協議会の簡素化について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第20条第1項の規定による入院に係る勧告及び同条第4項の規定による入院の期間の延長(以下「入院期間の延長」という。)を行うにあたっては、あらかじめ、当該患者等が入院している病院等の所在地を管轄する保健所が設置する協議会の意見を聴かなければならないとされているところ、「新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について(令和2年4月22日厚生労働省健康局結核感染症課長通知)」において、協議会の運営の簡素化(①テレビ会議、②持ち回り、③委員長の了承を得た上での事後開催)等についてお示ししている。

今般、オミクロン株の特徴や感染状況に鑑み、医療がひっ迫している場合には、緊急避難的な対応として、

① 入院勧告により入院すること又は入院期間の延長について、診査の対象となる新型コロナウイルス感染症の患者の同意が得られていること

② 意見聴取の手続を簡素化することについて、あらかじめ協議会(新型コロナウイルス感染症の患者の入院の診査を担当する部会を設けている場合には、当該部会。以下同じ。)の委員間において申し合わせがなされていること

を前提として、月1回の事後開催を基本とすること。

ただし、こうした場合でも、当該患者から入院に対しての意見があった際には、丁寧にその意見を聴くなど、人権配慮に留意いただきたいこと。

Q1 1. の柱書き及び2. ②の「体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等」について、医師の配置は必須か。

陽性者の体調悪化時等に確実に繋がる体制が確保されていれば、一般的な健康相談を受け付けるコールセンターでも差し支えなく、医師の配置を必ずしも求めるものではありません。

ただし、2. ③及び6. で導入をお願いしている「65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者以外の者であって、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を持つことなく健康観察を受ける仕組み」については、当該健康フォローアップセンター等において医師を配置し、感染症法に基づく発生届を提出していただくことを想定しています。

Q2 2. ③の「①以外の者であって、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能」について、無症状の方について想定されている検査方法如何。また、自らが検査した結果とあるが、検査キットによる自己検査に限られるのか。

無症状者の検査方法については、PCR検査や抗原定量検査を基本的には想定していますが、スクリーニング検査として抗原定性検査を用いることも考えられます。この抗原定性検査によって陽性となった場合には、医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認することが考えられますが、感染状況等を総合的に勘案し、追加の検査を行うことなく届出を行うことも可能と考えており、そのため健康フォローアップセンターには医師を配置することを求めています。

また、自らが検査した結果とは、抗原定性検査のほか、各自治体が実施する無料検査事業や、各企業に設置されている検査センター等で実施するPCR検査又は抗原定量検査が想定される場所です。各自治体におかれては、外来医療のひっ迫を回避する観点から、抗原定性検査以外の検査結果についても登録できる運用としていただくようお願いします。

Q3 2. ③の「行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等」について、当該医師が当該健康フォローアップセンター等の管轄外（県外など）の医療機関に勤務している場合、発生届はどこに提出すればよいか。

当該健康フォローアップセンター等に配置された医師が、登録のあった患者の発生届を提出する場合は、原則として、当該健康フォローアップセンター等の最寄りの保健所（管轄内の保健所）に届け出ていただくことを想定しています。なお、当該健康

フォローアップセンター等の運営が管轄外（県外など）の事業者等に委託されている場合には、当該健康フォローアップセンター等の住所地を、当該健康フォローアップセンター等を設置する自治体の保健所が管轄する住所（保健所の所在地など）として HER-SYS ユーザーID（外来医療機関）を作成いただくことで、当該健康フォローアップセンター等を設置する自治体の管轄保健所に発生届を提出していただくようお願いいたします。

**当該健康フォローアップセンター等の運営を県外の事業者等に委託されている場合に、当該県外の自治体の陽性者として公表されている事例も見受けられることから、こうした事例がないか今一度ご確認いただき、当該健康フォローアップセンター等を設置する自治体の陽性者として公表されるよう、適切に対応いただくようお願いいたします。**

※当該健康フォローアップセンターの HER-SYS ユーザーID（外来医療機関）の発行を行うのは、当該健康フォローアップセンターを設置する自治体を想定しています。当該健康フォローアップセンター等が使用する HER-SYS ユーザーID（外来医療機関）の新規作成方法については、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）ユーザー操作マニュアル」の「24.4 外来医療機関マスタ画面」をご参考の上ご対応いただくようお願いいたします。

Q4 2. ③の「行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等」により発生届が提出された者について、その後医療機関を受診した場合には、公費負担医療による補助の対象となるか。

一般に、宿泊療養又は自宅療養の認定前に実施した医療については、公費負担医療（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）による補助の対象とはなりません。2. ③の「行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等」に連絡した後に医療機関を受診した場合には、当該健康フォローアップセンター等に配置された医師により発生届が提出されていることから、初診料も含め、公費負担医療（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）による補助の対象として差し支えありません。

# 参 考 資 料

(抗原定性検査キットの配布事例)  
(健康フォローアップセンターを活用した事例)

※ 8月10日時点の情報で作成しております

※ 実施中の全ての自治体の事例を掲載しているものではありません



## 医療用抗原検査キットを用いた

## 自己検査で陽性となった場合について



新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省から承認された医療用抗原検査キット<sup>※</sup>を用いた自己検査で陽性となった方は以下の方法で陽性の判定を受けてください。

※該当する抗原検査キットの情報については、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

## 新型コロナウイルス陽性者登録センターで判定

症状が軽いなど医師の診療が不要な方は、新型コロナウイルス陽性者登録センターをご活用ください。

- 原則 24 時間以内に陽性判定や療養方法のお知らせが行われます。
- 医療機関ではないため、薬剤の処方や相談には対応していません。
- 利用料は無料です。

※利用条件や登録方法、問合せ先についての詳細は、裏面をご覧ください。

## 医療機関で判定

※自己検査陽性者の診療を行っている医療機関に限る

症状があり、医師の診療を希望される方や、陽性者登録センターが利用できない方は、かかりつけ医又は自己検査陽性者の診療を行っている医療機関にご相談ください。

- 医師が診療（電話診療・オンライン診療を含む）を行った上で、陽性かどうかの判定を受けることができます。※診断の結果、陽性と判定されない場合もあります。
- 医師の診断の結果、必要な場合は、薬剤の処方を受けることができます。
- 自己検査陽性者の診療を実施している医療機関は、

以下の URL または  で検索してください。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/zikokensayouseisya.html>



※事前予約が必要です。

※初診料など一定の自己負担額が発生します。

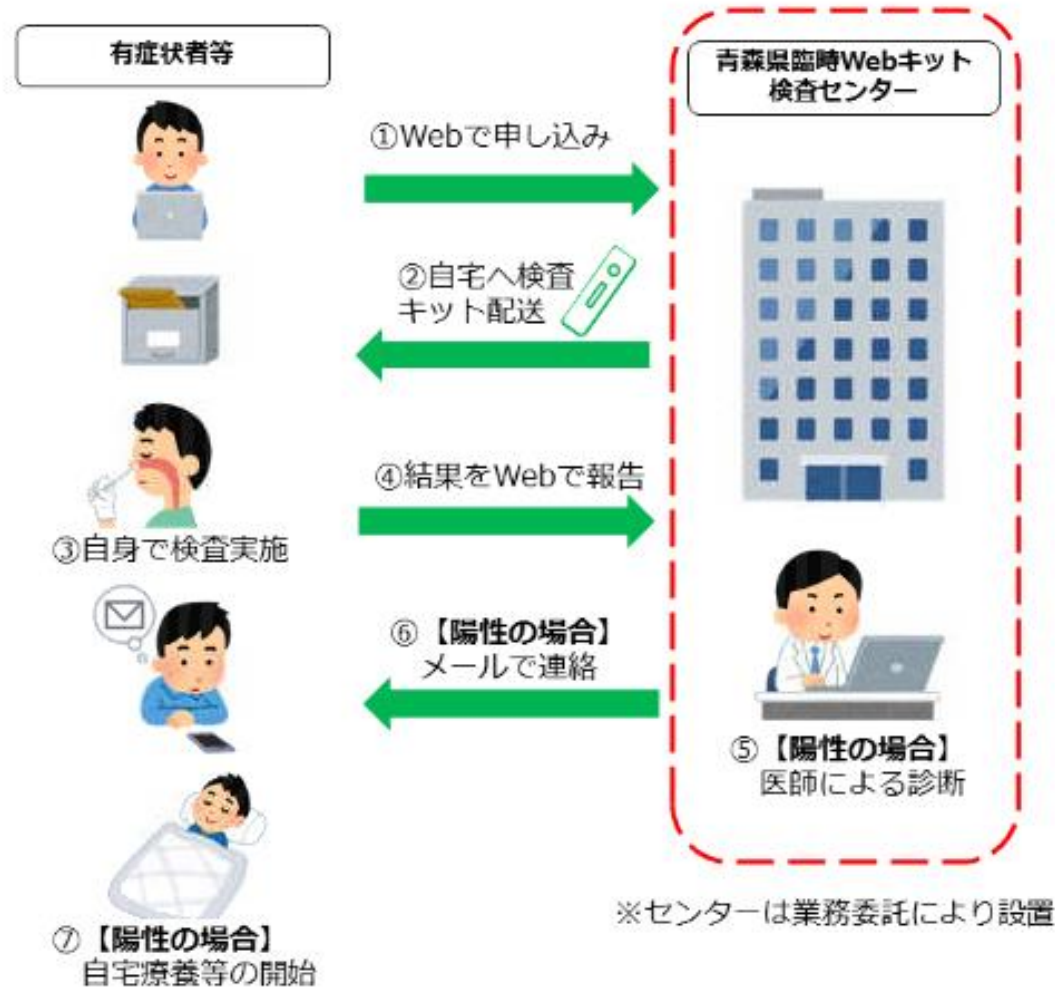
※救急安心センターさっぽろ（#7119 又は 011-272-7119）でもご案内しています。

## ＜陽性者登録センターと医療機関との違い＞

判定先	受付時間	薬剤の処方・医師の相談	利用料
陽性者登録センター	24 時間登録可能	不可	無料
医療機関	各医療機関による(予約制)	可	初診料等

札幌市保健所

検査・登録等のスキーム図（概略）

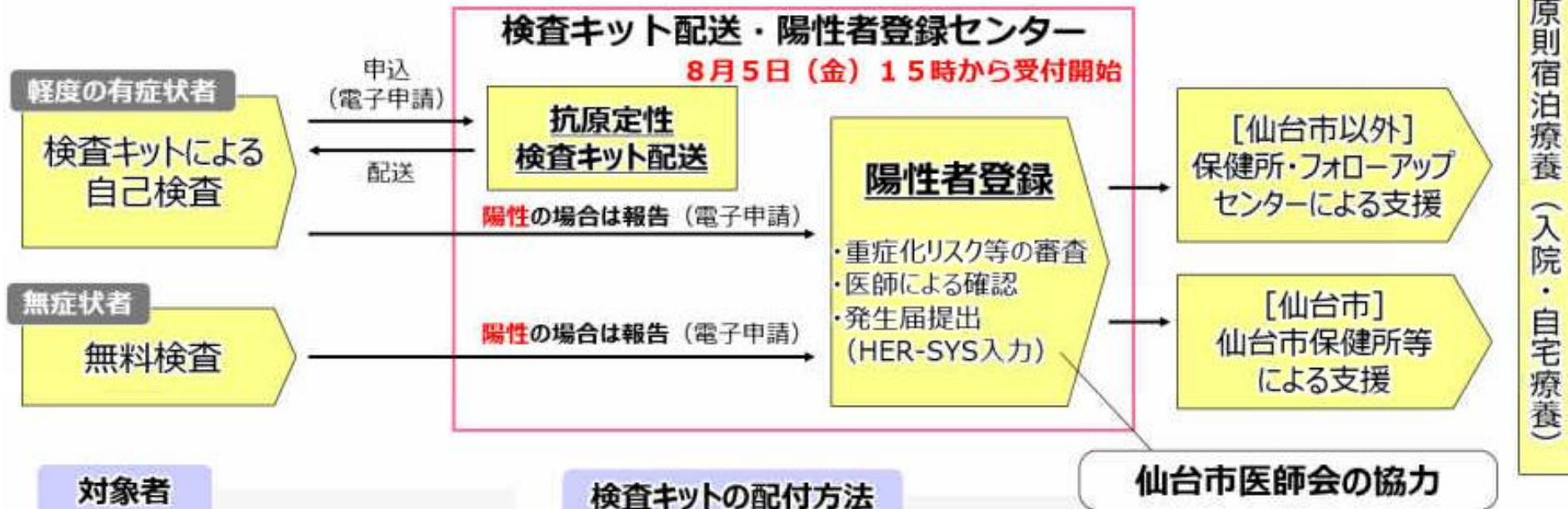




## 新 検査キット配送・陽性者登録センター（宮城県・仙台市共同運用）

感染者が急増する中、発熱外来における検査の負担増

発熱外来の負担軽減に向けた取組

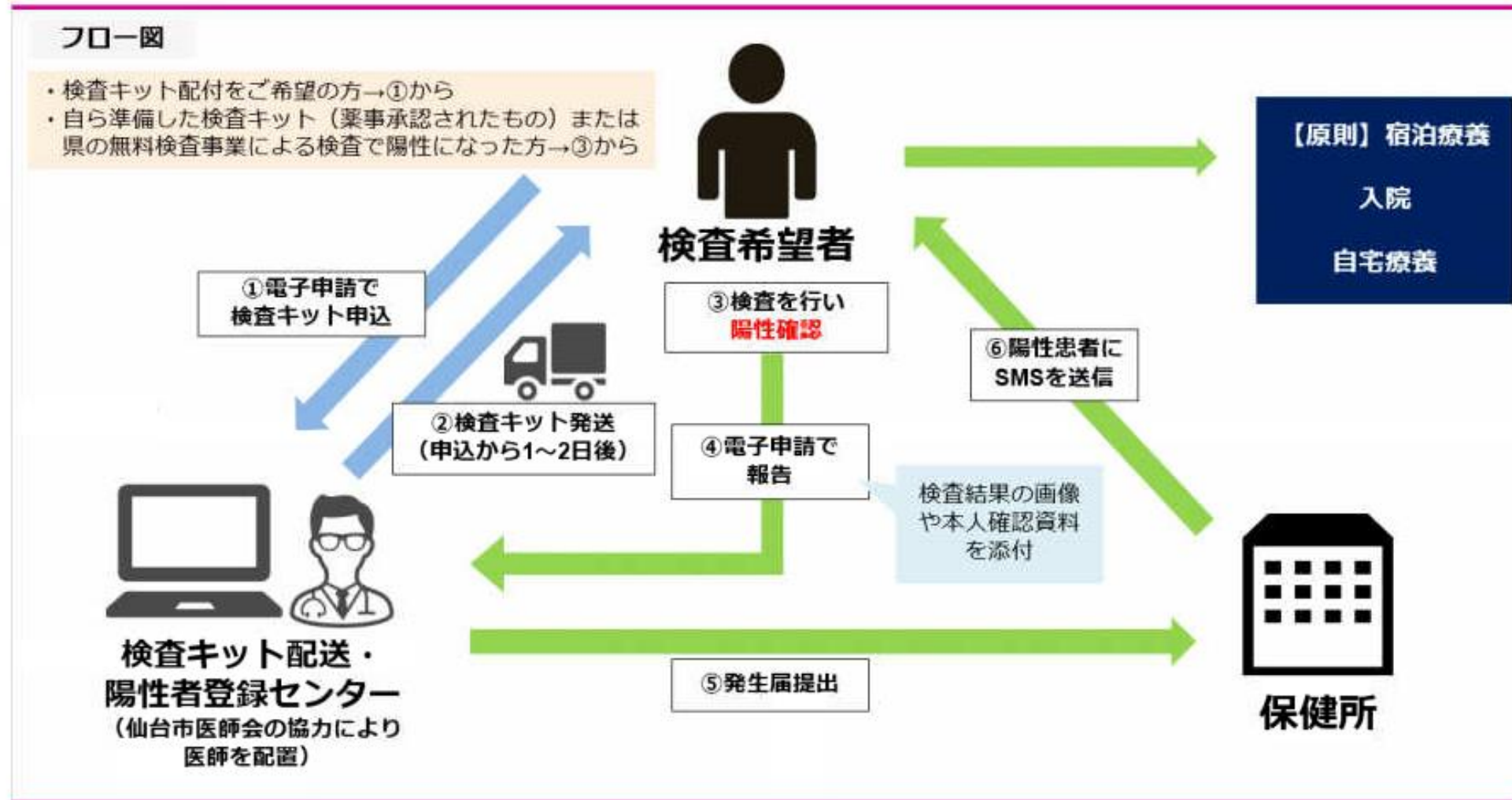


### 対象者

- 次の要件をすべて満たす方
- ① 県内に住所のある方
  - ② 2歳以上65歳未満の方
  - ③ 重症化リスクがない方

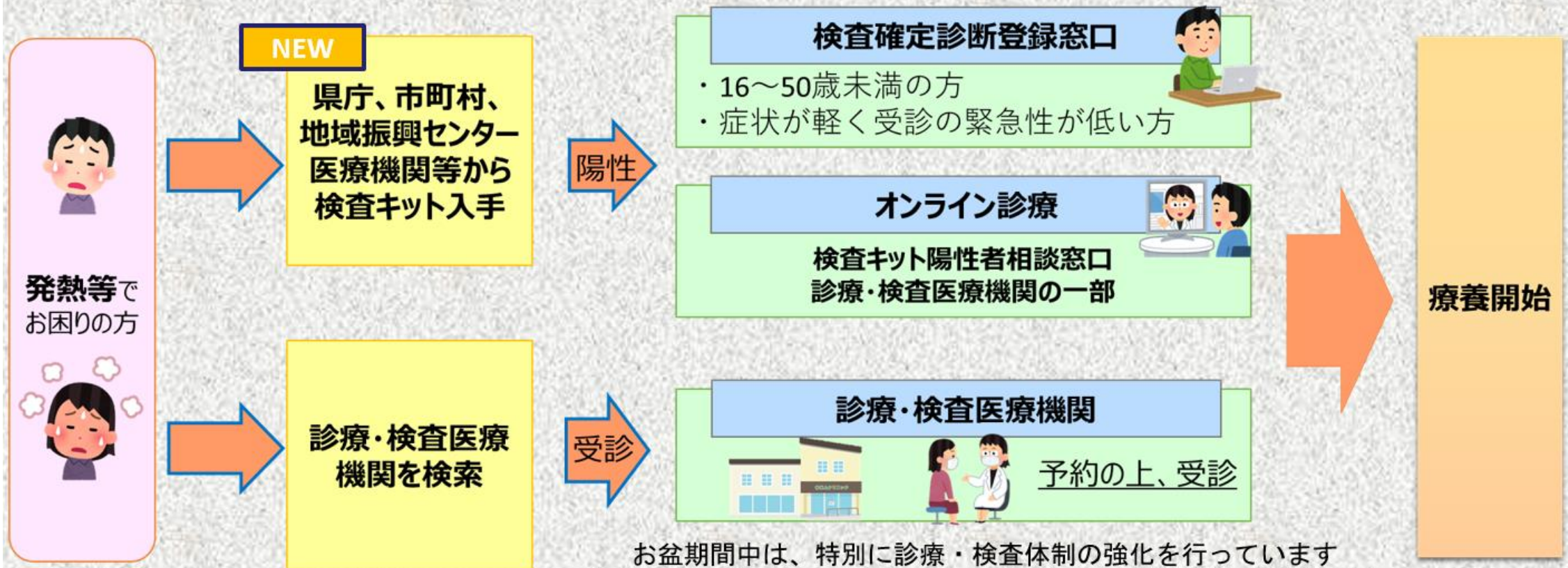
### 検査キットの配付方法

- みやぎ電子申請サービスによりWebで申込を受付
- ・1回の申込で1個まで（複数回の申請可）
  - ・1日上限1,000個（当面の間）※合計約20万キット（予定）
  - ・申込から1～2日で配布



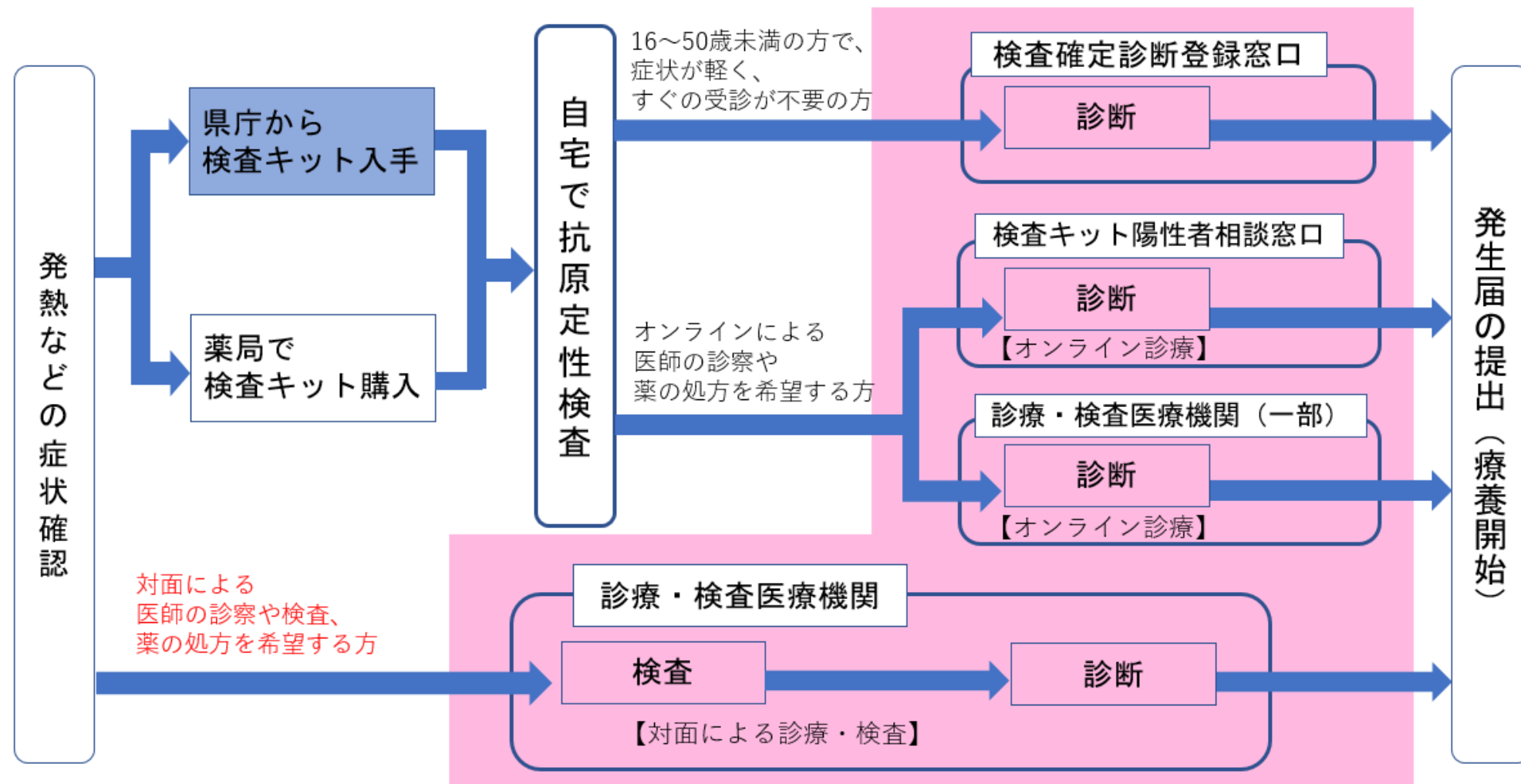
# 発熱時の診療・検査体制について

診療・検査医療機関での診療・検査に加えて、  
検査確定診断登録窓口やオンライン診療など新しい取組も行っています

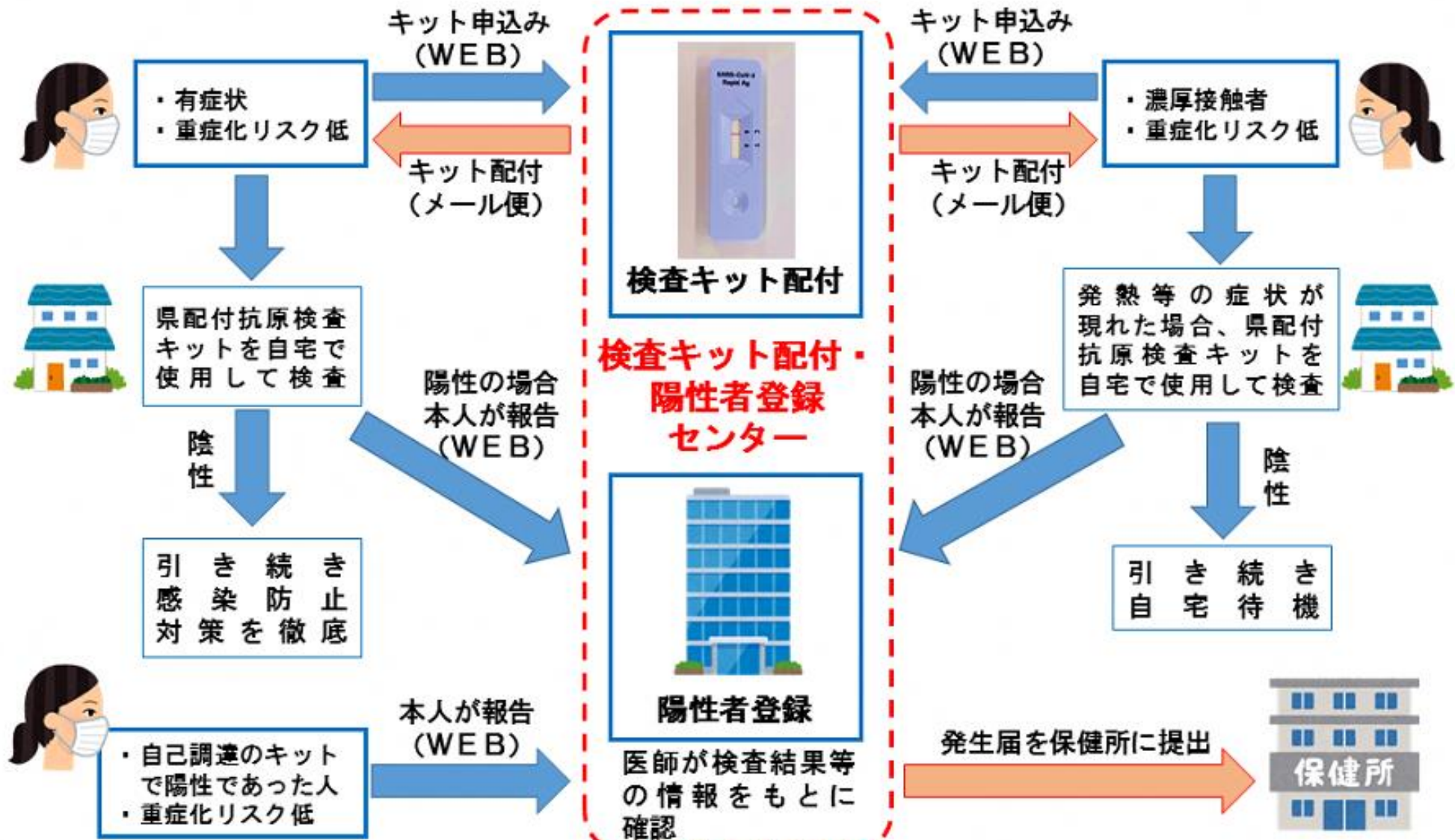


お盆期間中は、特別に診療・検査体制の強化を行っています  
(8/11 17か所、8/13 4か所、8/14 11か所の医療機関が臨時開院予定)

## 発熱症状等のある方の診療・検査体制



## 検査・登録等のスキーム図（概略）

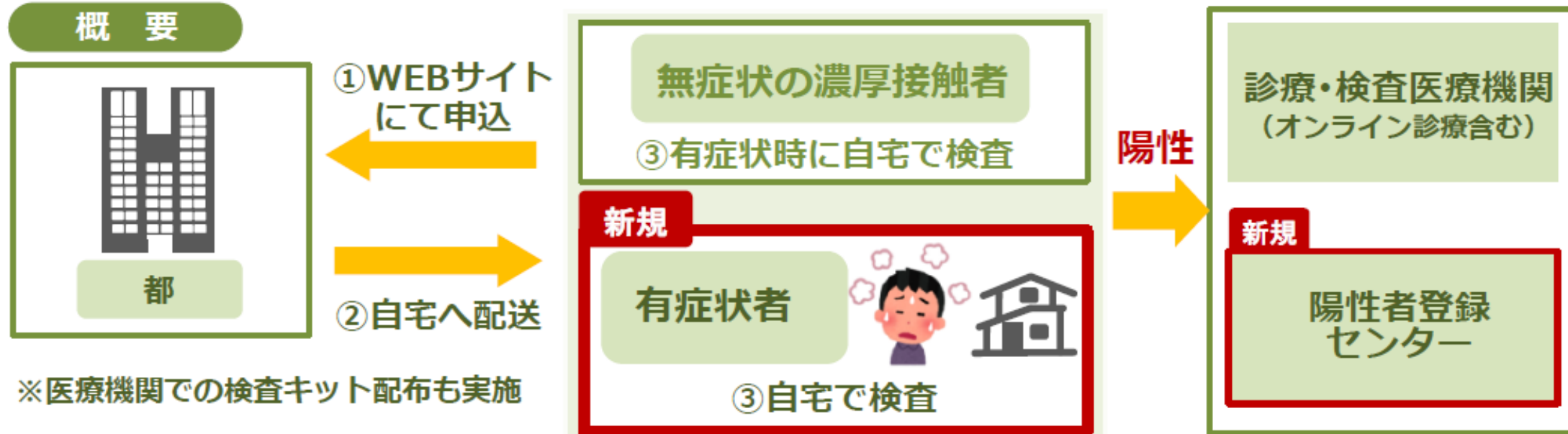


※センターは業務委託により設置

## 有症状者への検査キット配布について

- ✓ 現在実施中の濃厚接触者への抗原定性検査キット配布について、  
配布対象を有症状者に拡大し、発熱外来受診前などに自ら検査を実施
- ✓ 感染拡大に伴う検査・受診の集中を緩和し、有症状者の検査機会を確保
- ✓ 8月1日受付開始、当初は20代から開始し、順次拡大（8月9日から30代に拡大）

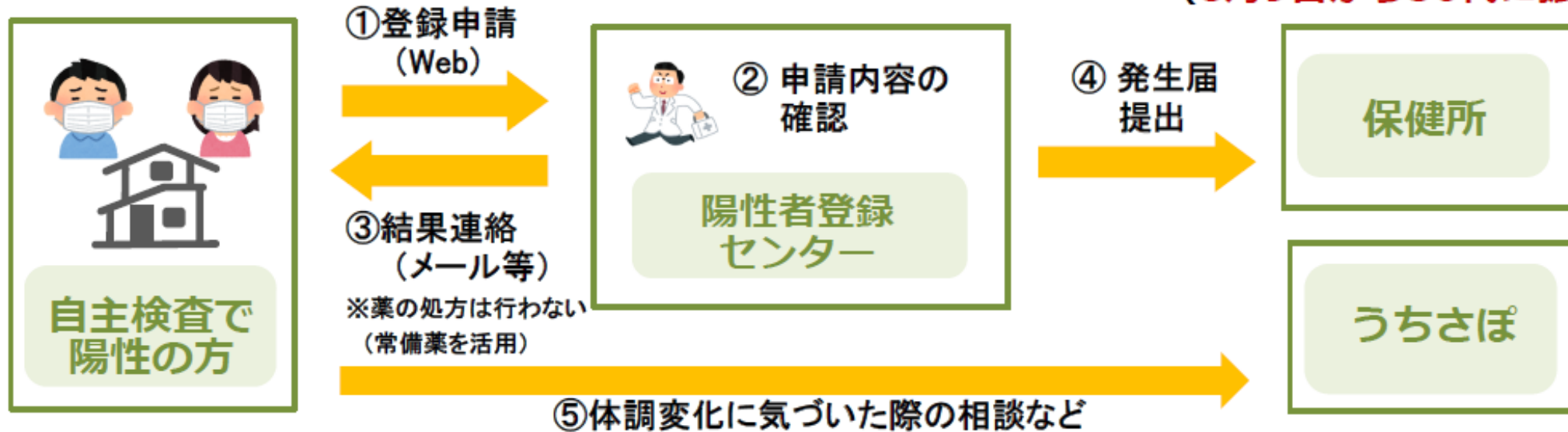
### 概要



## 陽性者登録センターの設置について

発熱外来等の負荷軽減及び迅速な陽性判定が可能となる体制を構築

- 自宅等での自主検査で陽性が判明した方が、陽性者登録センターに申請
- 同センターが発生届を提出し、うちさぽ東京が健康観察をサポート
- 8月3日開始、当初は20代（重症化リスクなし）から開始し、順次拡大  
（8月9日から30代に拡大）



## 1 (2022年8月5日から) 抗原定性検査キットを無料配布します

### // (1) 無料配布の対象となる方

無料配布の対象となるのは、重症化リスクが低い2歳から39歳までの方、40歳から64歳までで重症化リスク因子がない方、妊娠していない方で、発熱等の症状がある方もしくは感染者の濃厚接触が疑われる**神奈川県内にお住まいの方**です。この条件を満たす方は[抗原定性検査キット申込みフォーム](#)から無料配布を受けるクーポンをお申込みいただくことで、**1枚のクーポンで2キット分を1人1回に限り**受け取ることができます。受け取る際は全員分の氏名と県内住所が分かる本人確認書類を窓口でご提示ください。1日の発行クーポン数には上限がありますので、ご了承ください。**配布は8月5日(金曜日)以降、体制が整った機関から順次開始します。**



無料配布は医療機関のひっ迫の解消を目的としているため、陽性が判明した場合は医療機関を受診せず**積極的に自主療養をご検討**頂くことをお願いしております。

### // (2) 無料配布期間

- 申込開始：8月3日(水曜日)
- 発熱診療等医療機関及び薬局での配布期間：8月5日(金曜日)から8月31日(水曜日)
- 行政機関での配布期間：8月6日(土曜日)から8月21日(日曜日)

### // (3) 事業概要

外来医療のひっ迫に対応するため、厚生労働省は都道府県を通じて発熱等の症状があり重症化リスクの低い方への抗原定性検査キットの無料配布を行っています。県では、条件を満たし配布を希望する方が次の手順で申し込みの上、配布場所で直接受け取れる体制を整備しております。抗原定性検査キットは、**1人2キット分(1回限り)**をお渡しします。在庫の状況により事業が終了する場合がありますので、予めご了承ください。



# 新型コロナウイルス感染症に感染された方は 「自主療養届出制度」を選べます

2022年7月時点で、再び新型コロナウイルスの県内での感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきた一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。そこで、重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診断を待たずに、自ら療養を行い県の健康観察のアシストを受けるシステムを構築しました。ご理解、ご協力をお願い致します。

自主療養の詳細はこちら



医療機関を受診せずに療養開始



健康観察をシステムがアシスト



自主療養を証明する書類を発行\*

\*お勤め先や学校等に療養開始を証明する「自主療養届」と、一部の民間保険会社の保険金請求に使う「療養証明書（自主療養専用）」を発行できます。

自主療養は簡単3ステップ

- 1 自主療養届出システムにアクセス
- 2 Webフォームに必要事項を記入
- 3 入力したその日から自主療養を開始

自主療養中は、LINE等による健康観察を受けます。体調が悪化した場合は療養開始時にお伝えする連絡先にご相談頂けます。

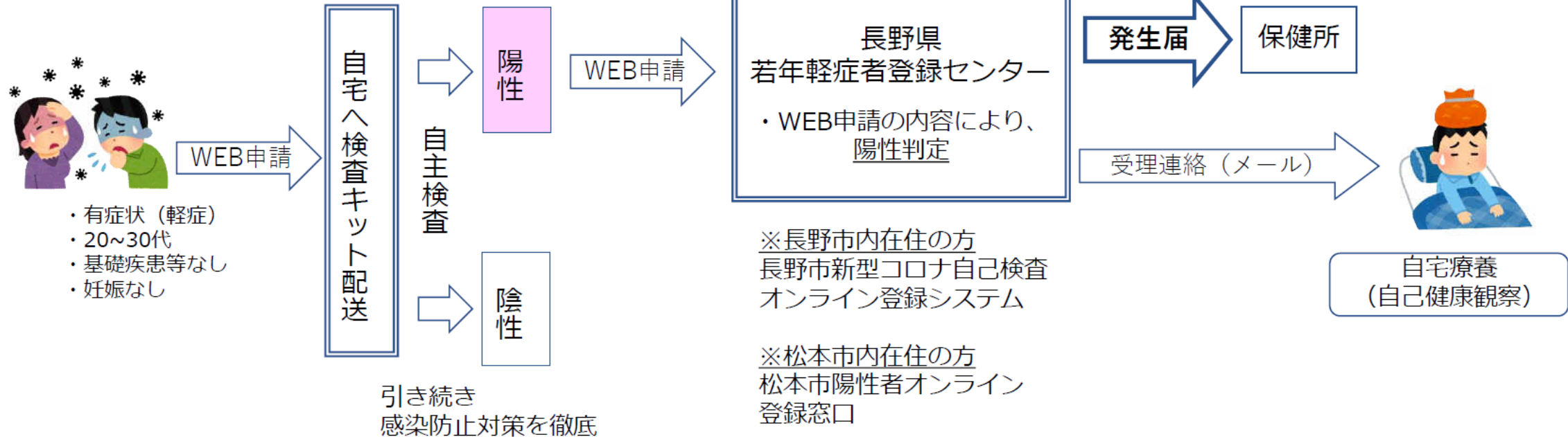
自主療養の対象者は、2歳～39歳の方や40歳から64歳までで重症化リスク因子\*がない方で、妊娠していない方です。  
対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けてください。

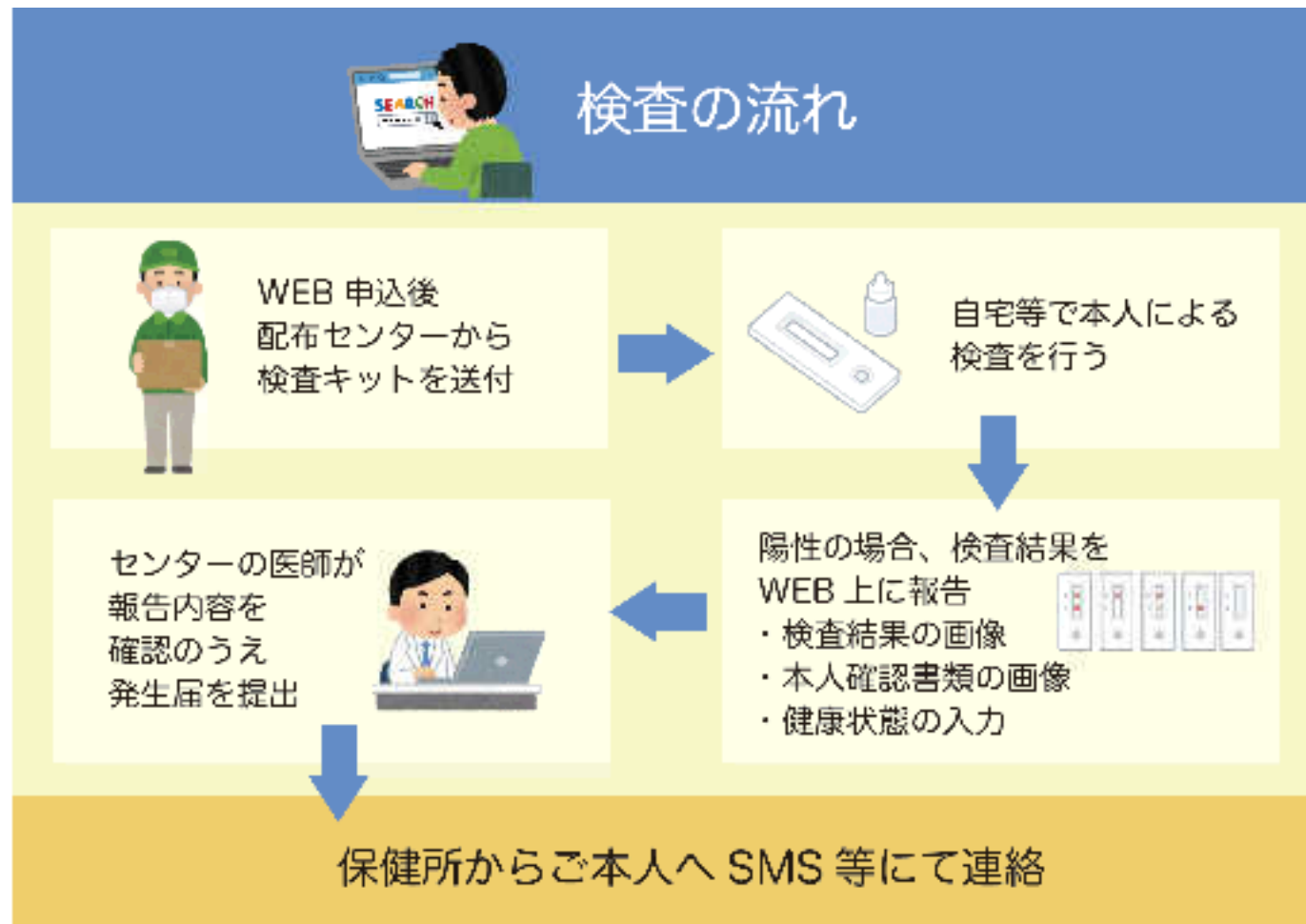
\*重症化リスク因子\_慢性呼吸器疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肥満（BMI30以上）、免疫低下状態、悪性腫瘍、ワクチン2回接種を終わっていない、心血管疾患、肝硬変を指します

新型コロナウイルス感染症

# 若年輕症者登録センターについて (イメージ図)

治療、薬の処方はいりません





若年輕症者オンライン診療スキーム

抗原定性検査キット（自己購入・無償配布）を活用した検査・診断

- ◆重症化リスクの低い若年者で症状の程度が軽い場合は、自身で購入した検査キットや無償配付する検査キットで検査実施
- ◆検査キットで陽性の場合、その結果をもって、オンライン診療による確定診断を実施

8/3  
から

自己購入

薬局で購入した検査キットの利用

薬局で市販の医療用の抗原定性検査キットが手元にある、症状が軽い方（無症状以外）

体外診断用医薬品

研究用

※医療用キットは、パッケージに「体外診断用医薬品」と記載

8/5  
から

無償配布

若年輕症者への無償配付【一部薬局で配付】

順次スタート

配付対象者(次の①～④すべてに該当)



- ①大阪府内に在住
- ②20歳～49歳で症状が軽い(発熱・咳等)
- ③重症化リスクに該当する基礎疾患等がない
- ④妊娠していない

注意

小児、高齢者、妊婦の方等で、症状がある場合は診療・検査医療機関を受診してください。

自己検査を実施

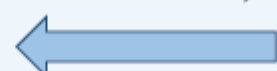
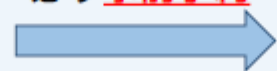
陽性判定

府の自宅療養者支援サイトから、オンライン診療可能な事業者を選択し、情報登録

登録された判定結果により  
オンライン診療で確定診断

- 発生届の提出
- 治療薬の処方等

必ず事前予約



検査キットの受取



配付協力薬局(すべての薬局ではありません)

- ▶ 医療用の抗原定性検査キットを無償配付
- ▶ 運転免許証などで居住地を確認
- ▶ 窓口対応時間を簡略化し、多くの方に対応

※配付協力薬局で検査はしません

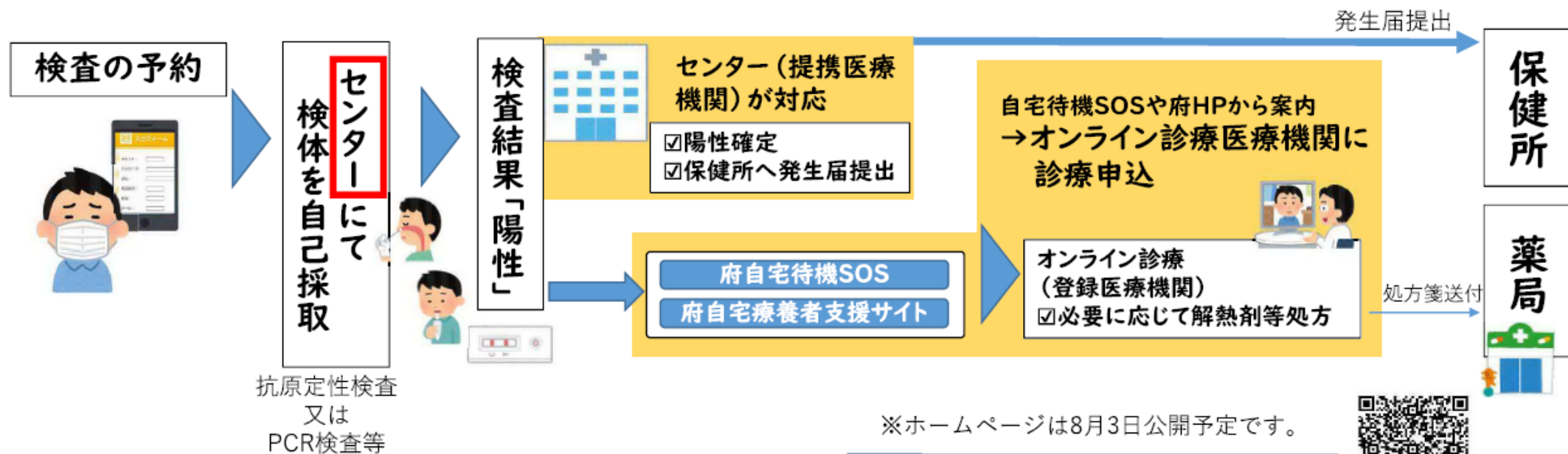
※ホームページは配布協力薬局が決定後、順次オープンします（8月5日掲載予定）

## 若年輕症者オンライン診療スキーム 【B】若年輕症者無料検査センター

【期間】当面の間（R4.8.3（水）～）

- ◆実施期間 R4年8月3日（水）～
- ◆事業者数 「若年輕症者無料検査センター」 ※無料検査事業者から募集、府内約60箇所（開始当初は30～40箇所程度、順次拡大）
- ◆検査からの流れ
  - ・若年輕症者検査センターで検査。検査結果が「陽性」の場合、センター（提携医療機関）から保健所へ発生届を提出。
  - ・症状に応じ、府の窓口を通じてオンライン診療を申込。
  - ・症状に応じ、医師の診断により解熱剤等処方。

### 【B】若年輕症者無料検査センターフロー

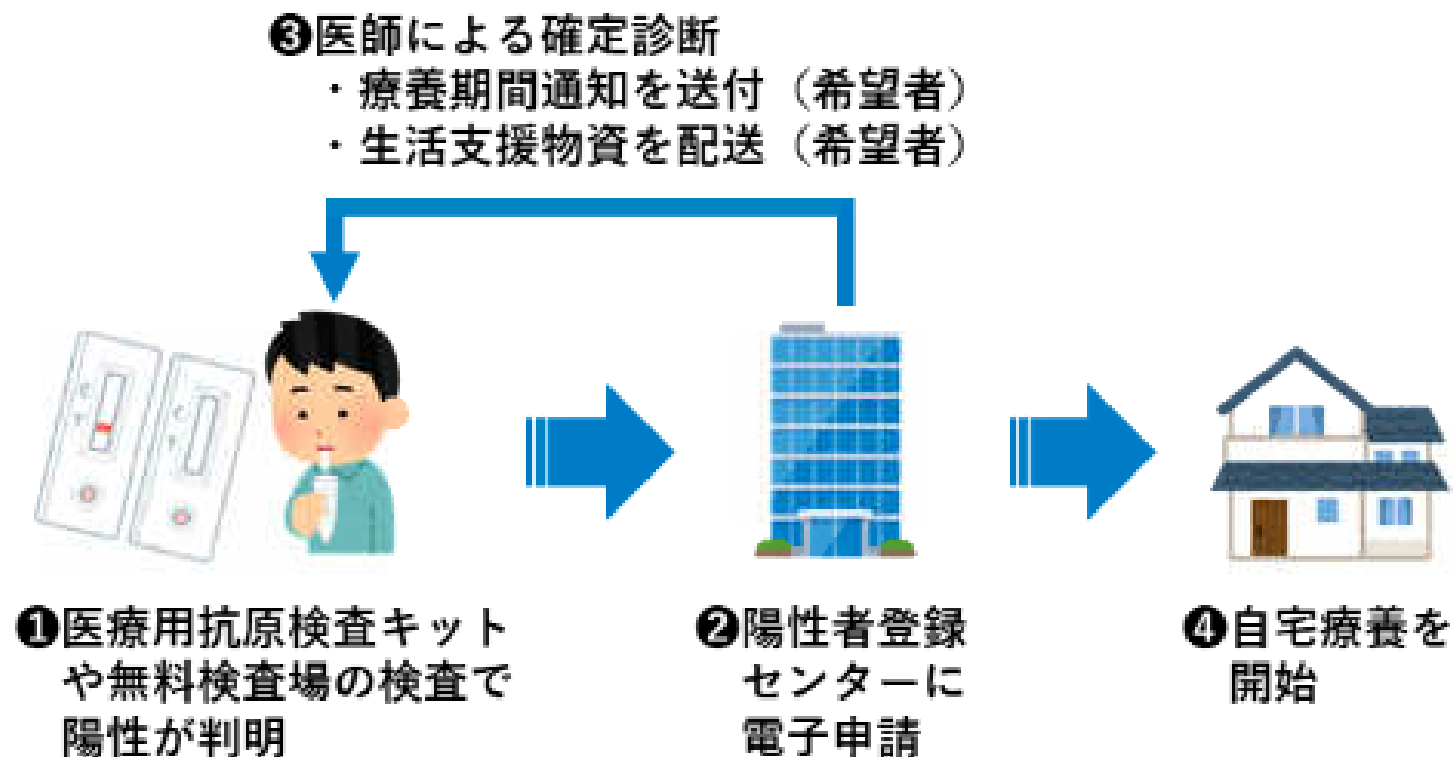


※ホームページは8月3日公開予定です。

検索 大阪府 若年輕症者無料検査センター



## 京都府新型コロナウイルス感染症 陽性者登録センターご利用の流れ



## 新型コロナウイルス感染症の

無料

簡易検査キットや無料検査センターで陽性判定を受けられた方へ

速やかに医療機関を受診するか、保健所の専用フォームでの申請をお願いします。神戸市保健所への申請ができる方は、下記条件の重症化リスクが低い方のみです。

※条件に該当しない場合は、医療機関への受診・相談をお願いします。

## 《条件》

- ①現在神戸市に居住・滞在している
- ②妊娠していない
- ③申請時の年齢が6歳以上～64歳以下
- ④以下の基礎疾患がない  
悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、高血圧、  
糖尿病、喘息、睡眠時無呼吸症候群、免疫機能低下状態、BMI30以上
- ⑤現在の症状が軽症である
- ⑥検査キットの測定日から3日目以内の申請である（測定日が0日）  
無料検査センターで陽性の場合は、発症日（無症状の場合は検体採取日）から  
10日以内の申請である。（発症日もしくは、検体採取日が0日）  
※検査キット・無料検査センターでの検査ともに、薬事承認等されたものに限る。
- ⑦医療機関で検査や相談を受けていない。
- ⑧上記①～⑦に関わらず、「神戸市社会福祉施設定期検査」を受けた神戸市民

※入力フォームで申請すると自動返信メールが届きます。

※保健所が申請内容を確認後、不備がある場合はメールでご連絡します。

※現在、申請が込み合っているため、内容の不備や、申請手続きのご連絡までに、数日以上お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

※陽性の可能性のある方は、行動自粛のご協力をお願いします。



専用入力フォーム

## 《受付時間》

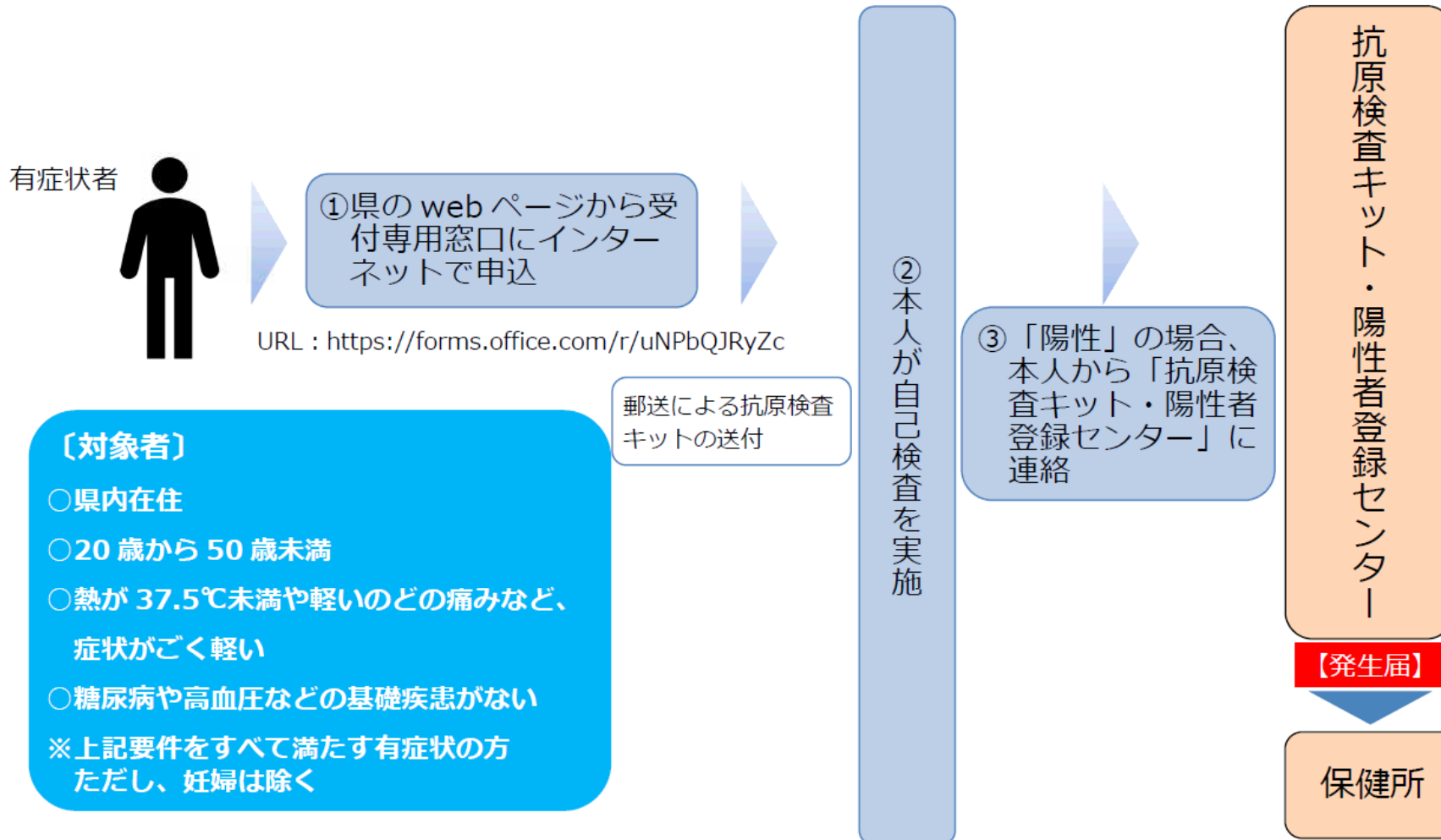
毎日 9:00～12:00, 13:00～17:00

神戸市保健所

令和4年8月2日修正

別紙

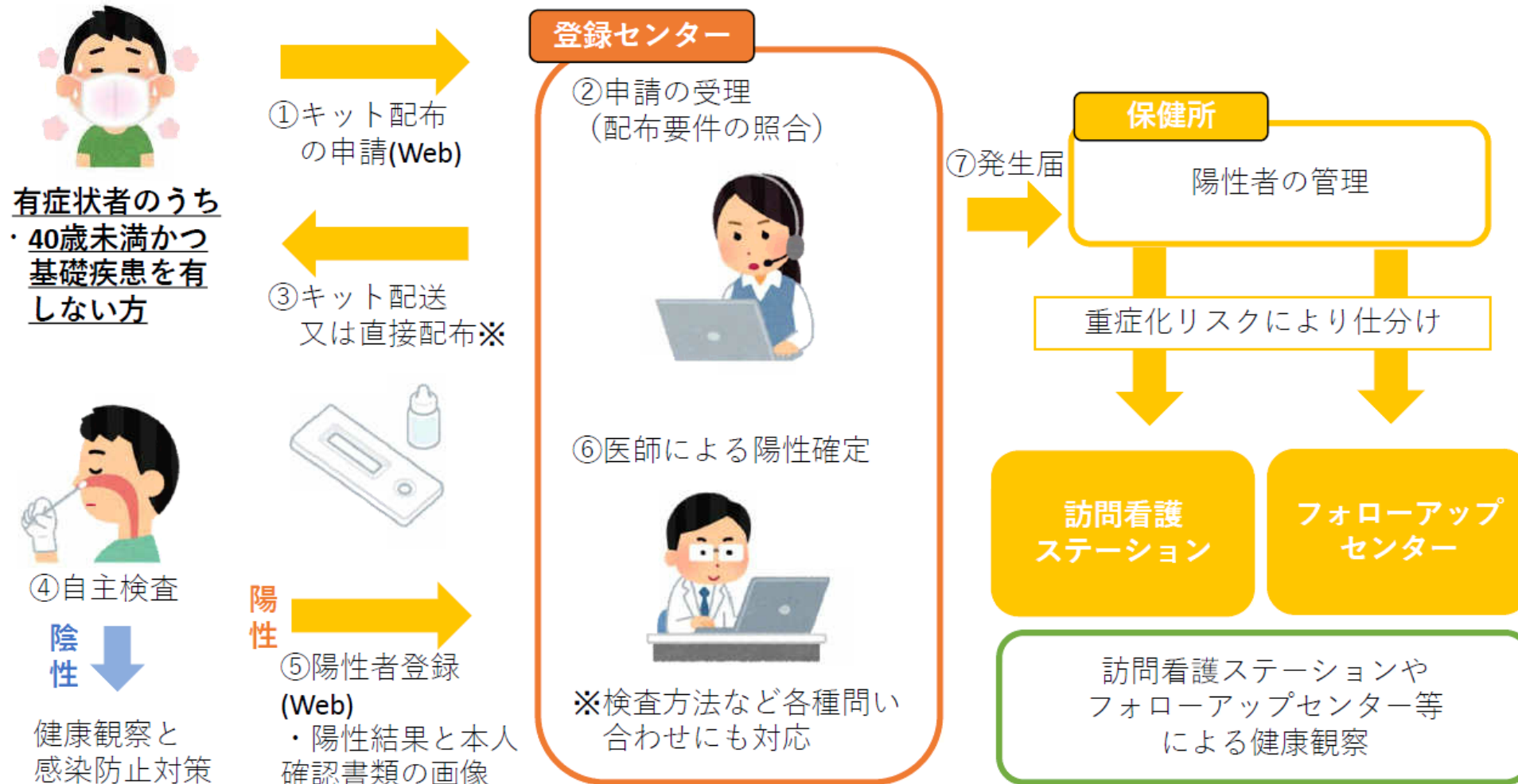
## 抗原検査キットの申込から自己検査までの流れ



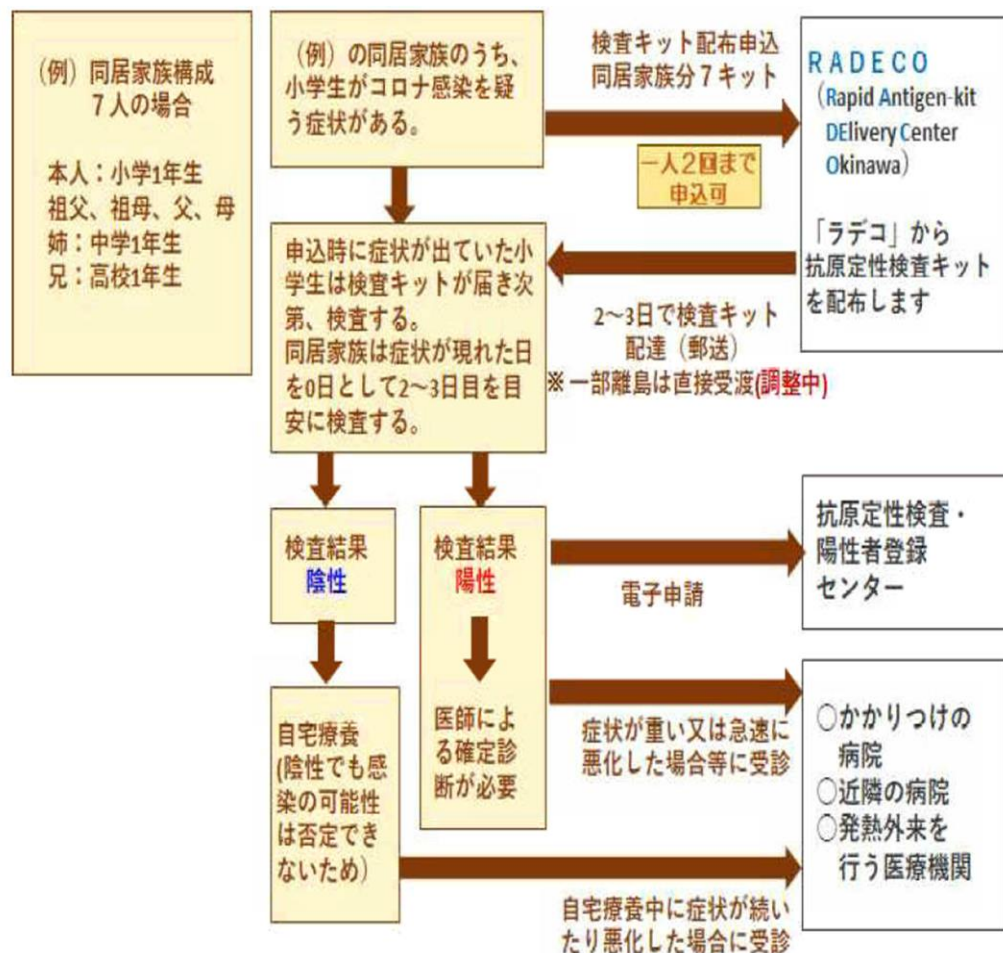


## 宮崎県陽性者登録センターの運用

発熱症状等を有する方に抗原定性検査キットを配布し、自ら検査を行ってもらい、陽性の場合にはセンター医師の診断により、陽性を確定し、速やかな健康観察へ移行。



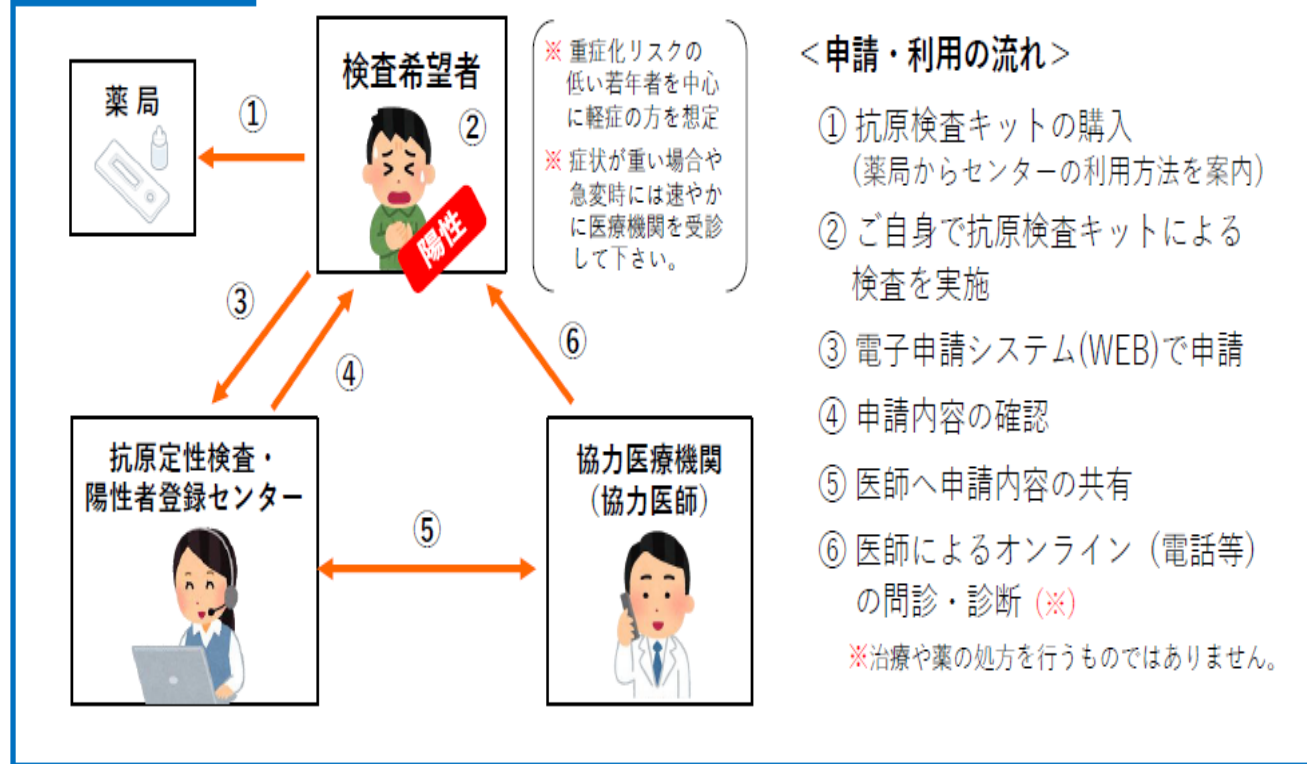
## < 抗原定性検査キット配布申込・検査の流れ >



## 抗原定性検査・陽性者登録センターイメージ

検査や受診に時間を要する状況を踏まえ、症状のある方が自ら実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、直接医療機関を受診せず、電話等による医師の問診・診断が受けられる体制を整備。

### 運用イメージ



### 効果

- 各保健所又は自宅療養健康管理センターによる迅速な疫学調査や健康観察等のケアに繋げる。
- 検査体制のひっ迫による発熱外来を行う医療機関への患者の集中を防ぎ、負担軽減を図る。

# 医療用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

## ～ 抗原定性検査・陽性者登録センターのご案内について～

沖縄県では、症状のある方が自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、オンライン（電話等）による医師の問診が受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウイルスの診断を行い、その後の速やかな健康観察等のケアに繋げることが可能となります。

### 【ご利用・申請の流れ】

**【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施**（ご不明な点は購入薬局にお問い合わせ下さい）

※ 医療用抗原検査キットの販売薬局は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

#### <陽性的場合>

次の【手順2～4】に従い申請等を進めて下さい。

#### <陰性的場合>

あくまで検査時点の結果となります。偽陰性（誤って陰性と判定）の場合もありますので、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

**【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請**

- 右のQRコードから「医療用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ」のページにアクセスいただき、陽性が確認されたご本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②現在の症状、③基礎疾患の有無、④使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。



受付WEBサイト

- また、国が承認した医療用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、⑤使用した検査キットの種類（商品名）、⑥検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑦本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の画像を添付して下さい。



添付イメージ（製品名）



添付イメージ（判定ライン）

【申請・受付完了】

**【手順3】申請内容の確認、電話問診時間の事前連絡**

- センター事務局より、申請内容の確認及び電話問診の予定時刻をお知らせします。



**【手順4】医師による電話問診**

- 医師より、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行った上で診断を行います（※本サービスは新型コロナウイルスの診断を行うもので、治療や薬の処方を行うものではありませんので、あらかじめご了承ください）。



### 【医師による診断後の対応について】

翌日以降、各保健所又は自宅療養健康管理センターから、疫学調査や健康観察などの各種ご案内について、SMS（ショートメッセージ）又はお電話によりお知らせします。自宅療養となった場合には、引き続き外出を控えて下さいませようご協力をお願いします。

※ 自宅での療養中に「顔色が明らかに悪い」「急に息苦しくなった」などの状態悪化の兆候を認めるときや、症状から緊急性が高いと判断される場合は迷わず救急車（119番通報）を要請してください。

沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター 【問合せ受付時間】10時～17時（土日・祝祭日含む）  
TEL：080-6488-2381、080-6488-2382（申請者専用ダイヤル）

# 直ちに実施する発熱外来や保健所における更なる負担軽減策

現在、多くの地域で、なお高い感染状況が続いていることを踏まえ、足元の感染状況に対応し、高齢者等重症化リスクの高い者への対応に集中できるよう、保健医療提供体制の確保に引き続き取り組むことに加えて、緊急避難的に医療機関や保健所等に対する更なる負担軽減策を実施する。

## 1. 保健所や発熱外来のひっ迫緩和策 ※(1)については別紙参照。

- (1) **発熱外来や保健所業務が極めて切迫**した地域において、当面の**緊急的な対応**として、都道府県知事の申し出により、**発生届の範囲を**①65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療薬投与等が必要な者、④妊娠している者に**限定する**ことを可能とする。(ただし、感染動向を追えなくならないよう**陽性者数の総数の把握は簡便な形で継続**する)  
※これまでと同様、届出対象外の者についても、外出自粛を求める。
- (2) 65歳以上の者等以外の**発生届 (HER-SYS) の入力項目を大幅に削減**しているが、**一部の都道府県等においては引き続き、独自の項目の入力を求めている**ため、特段の事情がない限り、**速やかに削減**するよう検討を求める。
- (3) 医療機関等の負担軽減を図りつつ、引き続き、**発熱外来の拡充**に取り組む。具体的には、各都道府県の発熱外来となっている医療機関の全医療機関に対する比率や公表率は地域差が大きいことから、**比率が低くかつ発熱外来が逼迫している都道府県を中心に、オンライン診療の活用を含めた拡充を要請**する。
- (4) 感染者の入院時に必要となる**入院勧告に係る協議会の手続き**について、オミクロン株の特徴や今般の感染拡大の状況に鑑み、**医療がひっ迫した場合には、緊急的な対応**として、審査の対象となる患者が入院に同意していること(注)等を前提として、協議会の月1回の事後開催を基本とすることを周知する。  
注) 対象患者から入院に対して意見があった際には、人権配慮の観点から、丁寧に意見を聴くことを求める
- (5) 入力事務の負担軽減・解消のため、**発熱外来で入力スタッフを確保**する場合や、自治体(保健所)において入力事務を**外部委託する場合には、感染症法上の負担金の対象**となることを改めて周知する。

## 2. 発熱外来自己検査体制の強化

- 発熱外来のひっ迫を回避するために、重症化リスクの低い64歳以下の方が、発熱外来を経ずに療養に繋がる**健康フォローアップセンター等の仕組み**について、**全ての都道府県において設置**されるよう取り組んでいく。  
また、国の承認を受けた抗原定性検査キットをインターネット等で入手できるようにする。(※8/24に1社の検査キットを承認、事業者の準備が整い次第、流通開始。)

# 新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定について（緊急避難措置）

- 現下の感染拡大への対応については、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組むこととしている。
- 現在の感染状況によって、感染症法に基づく医師の届出（発生届）に係る事務負担が増加し、適切な医療の提供等が難しくなっているとの声があることから、**発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定**することを可能とする。  
 （ただし、感染動向を追えなくならないよう、陽性者数の総数の把握は簡便な形で継続する）
- 具体的には、**都道府県から厚生労働大臣に届出があった場合には、感染者数の総数と年代別の総数を毎日公表していただくことを前提に、当該都道府県の新型コロナウイルス感染症の届出の対象を限定**する。  
 ⇒ 改正省令・告示を速やかに公布し、厚生労働大臣に届け出た都道府県から順次、実施可能とする予定。  
 ※届出の対象者は健康観察を実施。届出対象とならない方は、健康フォローアップセンター等に連絡・相談が可能。  
 ※全国ベースでの全数届出の見直しについても、感染状況の推移等を見極めた上で検討。

都道府県知事



厚生労働大臣



発生届の重点化

以下のいずれにも該当する場合、厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることができる。

※あらかじめ、保健所設置市等の長の意見を聴いた上で届出。

- ①届出に関する事務を医師及び自治体が処理することとした場合に患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認める場合
- ②当該都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表する場合

都道府県知事から届出を受けたときは、当該都道府県の名称を告示する。

厚生労働大臣が告示した都道府県では、当分の間、感染症法第12条に基づく発生届の対象を限定する。

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦の方